家族介護者向け医療的ケア・口腔ケア実践講習会実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，高齢社会の急速な進展に伴い，在宅で療養している要介護者等が増加していることに鑑み，家族介護者向けに医療的ケア・口腔ケア実践講習会（以下「講習会」という。）を実施し，もって家族介護者が安心かつ安全に看護・介護を実践できるようにすることを目的とする。

（実施主体）

第２条　講習会の実施主体は，京都市とする。ただし，講習会の全部又は一部を市長が適当と認める者に委託して実施することができる。

（対象者）

第３条　講習会の対象者は，京都市内に居住し，在宅において要介護者等を介護している者又は介護する予定の者とする。

（事業内容）

第４条　講習会の内容は，在宅における医療的ケア・口腔ケアの実践に関する講義及び実技講習等とする。

（実施方法）

第５条　講習会の実施日時，場所及びテーマ並びに受講者の募集方法等は，講習会の実施年度ごとに別に定める。

（講師）

第６条　講習会の講師は，医師，歯科医師，看護師又は歯科衛生士若しくはその他の医療・看護の資格を持つ者とする。

（実費負担）

第７条　利用者は，講習会を受講するに当たり，教材費，材料費等の実費として５００円を負担するものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか，講習会の実施に関し必要な事項は，保健衛生推進室長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２３年５月１日から施行する。